

優生保護法における民生委員の活動

－『優生保護法関係資料集成』の検討－

○ 愛知淑徳大学 氏名 末田邦子 (会員番号 6043)

キーワード：優生保護法 民生委員 生活困窮者

1. 研究目的

本研究の目的は、1948年公布の優生保護法（法第156号）の実施過程における民生委員の活動を検討し、民生委員の同法との関りの特性を考察することである。

周知の通り2024年7月に最高裁は同法の違憲判決を示し、同法運用に関する十分な検証の必要性を指摘している。優生保護法では制定当初より、人工妊娠中絶を審査する優生保護委員会での委員の任命で民生委員が示されており、この規定が強制不妊手術を審査する優生保護審査会の委員の任命で民生委員が2番目に示される重要な位置を担うことにつながったとする指摘もある（末広1984）。

しかしながら同法における民生委員の活動の実際は十分に明らかになっていない。2023年衆参両院厚生労働委員長報告『旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律報告書』における「優生手術の実施状況等」の民生委員に関する記述では、強制不妊手術の審査を行う都道府県優生保護審査会における委員規定と北海道での遺伝調査における関りが示されたのみである。先行研究では、戦前期の国民優生法（法107号）と民生委員の関りを示した平田（平田2024）などがあるが、戦後に制定された同法と民生委員との関りについては十分な検討が及んでいない。

本研究では同法の運用実態の解明を目指して、「常に住民の立場に立って相談に応じ社会福祉の増進に努める」と地域の公的な仕組みとして設置された民生委員の優生保護法下における活動を検討し、同法における役割を考察する。

2. 研究の視点および方法

研究方法は『優生保護法関係資料集成』（2020）六花出版、全6巻に収録された16都道府県の公文書やパンフレット、行政資料等全約230点を検討し、民生委員の関りが示されたもの抽出して活動を分類した。検討期間は同法施行下の1948年から1996年とし、同法の展開という時間軸と、その中での民生委員の活動の変化について分析した。

3. 倫理的配慮

本研究は一般社団法人日本社会福祉学会倫理規定を遵守する。報告では「精神病患者」などの差別的な用語が示されているが、資料に基づき使用していることをお断りしておく。

4. 研究結果

優生保護法およびそれに関連する内容での民生委員の活動は、以下4つが示された。

第一に、1949年から1952年における人工妊娠中絶「経済的理由」において、生活保護を受けていない生活困窮者について意見書を添えた上で、地区優生保護委員会に申請する活動である。規則では「生活保護法は素行不良な者やなまけ者には適用されないので、闇の女や妾等について適用はないが、本法の要件を充たす場合には認めて差し支えない」と示され、例えば神奈川県では、「経済状態」「審査手数料減免」を示した上で民生委員協議会の議に附することが定められた。生活困窮な状態とは「生活扶助基準額の十五割程度相当」で、この規定は「経済的浪費」の多さと「手続きの煩雑さ」から1952年改正で地区優生保護委員会での審査は不要となった。

第二に、1952年改正で示された、強制不妊手術の適否を審査する優生保護審査会の委員を担う活動である。奈良県、福岡県、青森県、三重県の審査会委員では民生委員の氏名が示され、福岡県では審査委員のうち「10%が女性」とされる唯一の女性委員であった。鳥取県では委員が「近所の手前があり金を持っている人は申請しない」と述べ、審査の対象は貧困層が中心であったことが示された。

第三に、1952年改正で示された受胎調節普及を担う「ケースワーカー」としての活動である。受胎調節実施委員とは異なる「ケースワーカー」として「個別指導」を行う役割が示された。1955年から生活困窮者を対象とした受胎調節普及事業が実施され、「本来受胎調節が各階層にあまねく実施されなければならないが「環境等の生活条件から恵まれず」とこの啓発活動を福祉事務所と民生委員が担うことが期待されている。1957年には前年度の「1.5倍」の規模での実施が厚生省から提示され、優生保護法改正における厚生省想定問答集では経済的理由の削除について「使命を果たした」との評価が示された。

第四に、兵庫県の「不幸な子どもの生まれぬ施策」およびそれに類する施策での連携機関としての活動である。兵庫県では運動に民生委員や福祉事務所が関わった事例が示され、1970年代以降は北海道や福井県でも民生委員が関りながら展開された。

5. 考察

優生保護法は、制定当初より人工妊娠中絶を進めており、民生委員は生活困窮者の人口妊娠中絶を起点として同法の実施を担う役割を担った。1955年の京都府「精神障害者に対する優生手術の実施方について」では、「不良の子孫の出生防止は社会福祉に貢献」と示されている。ここから当時の社会福祉は、不良な子孫の出生防止により形成されるもので、その実施に向けた活動を生活困窮者への対応から担ったのが民生委員であったことがうかがえる。利光は、知的障害を持つ児童への民生委員の関りが強制不妊手術の端緒となった事例を指摘している（利光 2018）。優生保護法での民生委員の人工妊娠中絶の意見書に始まる生活困窮者への対応は、それら以外も対象として展開され、啓発活動とともに医療関係者や司法関係者を補完する立場から、同法の展開に戦前からの連続性を持って関わった。本研究は、JSPS 科研費 JP25H00390 の助成を受けたものである。申告すべき利益相反なし。